

# 海外水インフラ PPP 協議会運営要綱

制定 平成 22 年 7 月 6 日

## (名称)

第一条 この要綱は、海外水インフラ PPP 協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

## (目的)

第二条 協議会は、上下水道など海外の水インフラプロジェクトに関して、官民による情報の共有・交換を行うことを目的とする。

## (組織)

第三条 協議会は、別紙の委員を持って組織する。委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

## (座長)

第四条 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会議の公開等)

第五条 会議は、これを非公開とする。

2 会議資料及び議事概要については公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

## (事務局)

第六条 協議会の事務局は、国土交通省総合政策局国際建設推進室内、厚生労働省健康局水道課内及び経済産業省製造産業局水ビジネス・国際インフラシステム推進室内に置く。

## (その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は別途定める。

以 上